

旧 令和7年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

土木請負工事工事費積算基準
(電気通信編)

令和7年度

土木請負工事工事費積算基準
(電気通信編)

令和8年度

旧 令和7年度版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">土木請負工事工事費積算基準 (電気通信編) 第Ⅶ編 積算</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ①機器・材料等の区分 VII- 2- 1 ②機器単体費 VII- 2- 6 ③鋼構造製作物 VII- 2- 7 ④直接工事費 VII- 2- 8 <ul style="list-style-type: none"> 1 総則 VII- 2- 8 2 材料費 VII- 2- 8 3 労務費 VII- 2- 8 4 直接経費 VII- 2- 8 5 輸送費 VII- 2- 9 ⑤間接工事費 VII- 2-10 <ul style="list-style-type: none"> 1 総則 VII- 2-10 2 共通仮設費 VII- 2-10 3 現場管理費 VII- 2-10 4 機器間接費 VII- 2-10 5 間接工事費の算定方法 VII- 2-15 	<p style="text-align: center;">土木請負工事工事費積算基準 (電気通信編) 第Ⅶ編 積算</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ①機器・材料等の区分 VII- 2- 1 ②機器単体費 VII- 2- 8 ③鋼構造製作物 VII- 2- 9 ④直接工事費 VII- 2-10 <ul style="list-style-type: none"> 1 総則 VII- 2-10 2 材料費 VII- 2-10 3 労務費 VII- 2-10 4 直接経費 VII- 2-10 5 輸送費 VII- 2-11 ⑤間接工事費 VII- 2-12 <ul style="list-style-type: none"> 1 総則 VII- 2-12 2 共通仮設費 VII- 2-12 3 現場管理費 VII- 2-12 4 機器間接費 VII- 2-12 5 間接工事費の算定方法 VII- 2-17 	<p>機器・材料等の区分を見直したことに伴うページ数の修正</p>

旧 令和7年版					新 朱書き修正					改定主旨・根拠
第2章 工事費の積算					第2章 工事費の積算					
①機器・材料等の区分 電気通信設備工事に用いる器資材の区分は次によるものとし、その具体的な区分は別表第1によるものとする。 「機器」とは、「当該機器の製作工場等で機能、性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場においては加工等を必要としないもの」をいう。 「材料」とは、「素材品質等の確認（認証等を含む）が製作工場等でなされて調達されるもので、施工現場において造成、加工を必要とするもの」をいう。 「鋼構造製作物」とは、「施工現場条件に応じ個別に工場製作がなされ、製作工場で仮組立等により品質検査・構成等の確認がなされる鋼構造製作物で、現場において組立・架設等を必要とするもの」をいう。					①機器・材料等の区分 電気通信設備工事に用いる器資材の区分は次によるものとし、その具体的な区分は別表第1によるものとする。 「機器」とは、「当該機器の製作工場等で機能、性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場においては加工等を必要としないもの」をいう。 「材料」とは、「素材品質等の確認（認証等を含む）が製作工場等でなされて調達されるもので、施工現場において造成、加工を必要とするもの」をいう。 「鋼構造製作物」とは、「施工現場条件に応じ個別に工場製作がなされ、製作工場で仮組立等により品質検査・構成等の確認がなされる鋼構造製作物で、現場において組立・架設等を必要とするもの」をいう。					
別表 第1					別表 第1					
設備等名称	機 器	材 料	鋼構造製作物	備 考	設備等名称	機 器	材 料	鋼構造製作物	備 考	内容修正
多重無線通信装置	①多重無線装置 ②空中線及びレドーム ③伝送装置、端局装置及び同ユニット ④遠方監視制御装置、回線監視装置 ⑤上記①～④に類する装置	①ケーブル・電線 ②電線管等管路材及び付属品 ③導波管 ④避雷針、避雷器、接地材 ⑤ケーブルラック	①通信鉄塔 ②反射板構造物 ③空中線取付架台 ④ケーブルラック等鉄塔付帯設備（鉄塔と一体のもの） ⑤反射板面		多重無線通信装置	①多重無線装置 ②空中線及びレドーム、 同軸避雷器 ③伝送装置 ④遠方監視制御装置、回線監視装置 ⑤ デハイドレータ ⑥上記①～⑤に類する装置	①ケーブル・電線 ②電線管等管路材及び付属品 ③導波管、 矩形導波管 同軸ケーブル ④避雷針、 避雷器（SPD含む）、 接地材 ⑤ケーブルラック ⑥ 空中線取付架台 （仮組立等による品質検査等がされるもの以外）	①通信鉄塔 ②反射板構造物 ③空中線取付架台 （仮組立等による品質検査等がされるものに限る） ④ケーブルラック等鉄塔付帯設備（鉄塔と一体のもの） ⑤反射板面		

旧 令和7年版			新 朱書き修正				改定主旨・根拠	
テレメータ 設備	①監視局の無線装置、 空中線、分配器、 同軸避雷器、操作卓、 プリンター、表示盤 ②観測局、中継局等の 無線装置、空中線、 同軸避雷器、雨量計 又は水位計、 直流電源装置、 太陽電池電源装置 ③上記①、②に類する 装置	①ケーブル・電線 ②電線管等管路材 及び付属品 ③避雷針、避雷器、 接地材 ④パンザーマスト ⑤空中線取付金具			①監視局装置、空中線、分 配器、同軸避雷器、操作卓 (ディスプレイ卓) 、プリ ンター、表示盤 ②観測局 装置 、 中継局装置、空中線 同軸避雷器、雨量計 又は水位計 ③直流電源装置、 太陽電池電源装置 ④ 固定減衰器 ⑤ 観測局舎 ⑥上記①～⑤に類する 装置	①ケーブル・電線 ②電線管等管路材 及び付属品 ③ 同軸ケーブル ④避雷針、 避雷器 (SPD 含む) 、 接地材 ⑤ パンザーマスト ・ コンクリート柱 ⑥空中線取付金具	① 観測局舎下部独立構 造物	内容修正
放流警報設備	①制御監視局の無線装置 空中線、分配器、 同軸避雷器、操作卓、 タイプライタ、表示盤 ②警報局の無線装置、 空中線、同軸避雷器、 サイレン及びサイレン 制御盤、拡声器及び 音声増幅装置、 放流警報表示機及び 同制御盤等 ③中継局はテレメータ 設備に準じる ④上記①、②に類する 装置	①ケーブル・電線 ②電線管等管路材 及び付属品 ③避雷針、避雷器、 接地材 ④パンザーマスト	①表示機支柱構造物		①制御監視局装置、 空中線、分配器、 同軸避雷器、操作卓 (ディスプレイ卓) 、 プリンタ、表示盤 ②警報局装置、空中線 同軸避雷器、 サイレン及び サイレン制御盤、 拡声器及び音声増幅装 置、放流警報表示機及 び同制御盤等 ③中継局はテレメータ 設備に準じる ④ 直流電源装置 、 ⑤ 固定減衰器 ⑥ 観測局舎	①ケーブル・電線 ②電線管等管路材 及び付属品 ③ 同軸ケーブル ④避雷針、 避雷器 (SPD 含む) 接地材 ⑤ パンザーマスト ・ コンクリート柱 ⑥空中線取付金具	①表示機支柱構造物 ② 観測局舎下部独立構 造物	内容修正

旧 令和7年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠
					⑦上記①～⑥に類する装置			
移動体通信設備	①総括局、統制局の主制御装置、データ回線終端装置、表示制御装置、監視制御端末、時計装置及び監視表示盤 ②基地局の基地局装置、空中線共用装置及び空中線、同軸避雷器 ③移動局の携帯型及び車載型移動局装置 ④上記①～③に類する装置	①ケーブル・電線 ②電線管等管路材及び付属品 ③避雷針、避雷器、接地材 ④空中線取付金具		移動体通信設備	①基地局の基地局装置、空中線共用装置及び空中線、同軸避雷器 ②移動局の携帯型及び車載型移動局装置 ③観測局舎 ④上記①～③に類する装置	①ケーブル・電線 ②電線管等管路材及び付属品 ③同軸ケーブル ④避雷針、避雷器(SPD含む)接地材 ⑤空中線取付金具	①観測局舎下部独立構造物	内容修正
衛星通信地球局設備	①固定型衛星地球局のアンテナ装置、送受信装置、個別通信端局装置、画像端局装置及び回線制御装置 ②可搬型衛星通信地球局のアンテナ装置、送受信装置、端局装置、小型交換装置、画像端局装置、画像設備及び車輛・付帯設備 ③上記①、②に類する装置	①ケーブル・電線 ②電線管等管路材及び付属品 ③導波管 ④避雷針、避雷器、接地材		衛星通信地球局設備	①固定型衛星地球局のアンテナ装置、送受信装置、ネットワーク装置、画像端局装置及び回線制御装置 ②可搬型衛星通信地球局のアンテナ装置、送受信装置、ネットワーク装置、小型交換装置、画像端局装置、画像設備及び車輛・付帯設備 ③上記①、②に類する装置	①ケーブル・電線 ②電線管等管路材及び付属品 ③導波管、同軸ケーブル ④避雷針、避雷器、接地材		内容修正

旧 令和7年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠
<p>電話交換設備</p> <p>①自動電話交換装置の 本体、操作卓、電話機</p> <p>②電話交換設備に付帯するネットワーク装置、変換装置、接続装置</p> <p>③上記①、②に類する装置</p> <p>①ケーブル・電線及び配線材料</p> <p>②電線管等管路材及び付属品</p> <p>③避雷器、保安器</p> <p>④壁掛形中継端子盤</p>				ヘリコプタ 映像伝送設備		①基地局装置	①ケーブル・電線	新規項目追加
						②リモート局装置	②電線管等管路材及び付属品	
<p>元資料は受変電設備、発電機、共同電気設備の配置位置で表示されているが 新旧対応として位置を変更しています</p>				電話交換設備		③上記①、②に類する装置	③導波管、同軸ケーブル	内容修正
						①IP電話機、 IP電話交換装置	①ケーブル・電線及び配線材料	
<p>元資料は受変電設備、発電機、共同電気設備の配置位置で表示されているが 新旧対応として位置を変更しています</p>						②電話交換設備に付帯するネットワーク装置、変換装置、接続装置	②電線管等管路材及び付属品	新規項目追加
						③サーバ類	③避雷器(SPD含む)保安器	
<p>トンネル非常警報</p> <p>トンネル非常警報表示機及び制御機、押しボタン式通報装置、火災検知器、監視・制御盤類、消火器、電話機及び類する装置</p> <p>①ケーブル・電線及び配線材料</p> <p>②電線管等管路材及び付属品</p> <p>③ケーブルラック</p> <p>①表示機支柱構造物</p>				有線通信設備		④上記①～③に類する装置	④壁掛形中継端子盤	内容修正
						①波長多重伝送装置	①ケーブル・電線及び配線材料	
<p>トンネル非常警報</p> <p>トンネル非常警報表示機及び制御機、押しボタン式通報装置、火災検知器、監視・制御盤類、消火器、電話機及び類する装置</p> <p>①ケーブル・電線及び配線材料</p> <p>②電線管等管路材及び付属品</p> <p>③ケーブルラック</p> <p>①表示機支柱構造物</p>						②光ファイバ線路監視装置	②電線管等管路材及び付属品	新規項目追加
						③上記①～②に類する装置		
<p>トンネル非常警報</p> <p>トンネル非常警報表示機及び制御機、押しボタン式通報装置、火災検知器、監視・制御盤類、消火器、電話機及び類する装置</p> <p>①ケーブル・電線及び配線材料</p> <p>②電線管等管路材及び付属品</p> <p>③ケーブルラック</p> <p>①表示機支柱構造物</p>				トンネル非常警報		①非常警報受信装置	①ケーブル・電線及び配線材料	内容修正
						②非常警報主制御装置、副制御装置	②電線管等管路材及び付属品	
<p>トンネル非常警報</p> <p>トンネル非常警報表示機及び制御機、押しボタン式通報装置、火災検知器、監視・制御盤類、消火器、電話機及び類する装置</p> <p>①ケーブル・電線及び配線材料</p> <p>②電線管等管路材及び付属品</p> <p>③ケーブルラック</p> <p>①表示機支柱構造物</p>						③非常電話、押しボタン式通報装置、火災検知器	③ケーブルラック	内容修正
						④警報表示板、機側操作盤、誘導表示板、非常電話案内板、通報装置説明板		
<p>トンネル非常警報</p> <p>トンネル非常警報表示機及び制御機、押しボタン式通報装置、火災検知器、監視・制御盤類、消火器、電話機及び類する装置</p> <p>①ケーブル・電線及び配線材料</p> <p>②電線管等管路材及び付属品</p> <p>③ケーブルラック</p> <p>①表示機支柱構造物</p>						⑤消火器、消火栓設備		内容修正
						⑥非常電話収納箱		
<p>トンネル非常警報</p> <p>トンネル非常警報表示機及び制御機、押しボタン式通報装置、火災検知器、監視・制御盤類、消火器、電話機及び類する装置</p> <p>①ケーブル・電線及び配線材料</p> <p>②電線管等管路材及び付属品</p> <p>③ケーブルラック</p> <p>①表示機支柱構造物</p>						⑦上記①～⑥に類する装置		内容修正

旧 令和7年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠
トンネル換気 制御設備	煙霧透過率計(VI計)、一酸化炭素検出計(CO計)、風向・風速計のセンサー類、監視・制御盤及び類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品 ③ケーブルラック		トンネル換気 制御設備	①煙霧透過率計(VI計)、一酸化炭素検出計(CO計) ②風向・風速計のセンサー類、監視・制御盤及び類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品 ③ケーブルラック	①各種センサー支持構造物	内容修正
道路情報設備	①道路情報表示板、主制御機、機側操作盤 ②交通量観測装置の超音波感知器等のセンサー類及び制御盤類 ③交通止装置の遮断機、機側操作制御盤、監視・制御盤等 ④道路気象観測装置の各種センサー類(気温、路温、反射比率計、積雪計、雨量計、風向・風速計等)監視・制御盤類 ⑤上記①～④に類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品	①表示機支柱構造物 ②各種センサー支持構造物	情報 表示設備	①情報表示制御装置 ②道路情報表示板、機側操作盤、分電盤(雷害対策対応) ③河川情報表示板、機側操作盤、分電盤(雷害対策対応) ④放流警報表示板、機側操作盤、分電盤(雷害対策対応) ⑤発電設備(簡易型非常用発動発電装置) ⑥上記①～⑤に類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品	①表示機支柱構造物	表示および内容修正
				ラジオ 再放送設備	①受信空中線 ②ラジオ受信装置、ラジオ再放送装置 ③割込制御装置、割込端末装置 ⑤光伝送装置、VoIP装置 ④上記①～③に類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品 ③同軸ケーブル、ケーブル・電線 ④ケーブルラック		新規項目追加

土木請負工事工事費積算基準(電気通信編) 新旧対照表

令和8年2月

旧 令和7年版	新 朱書き修正				改定主旨・根拠
	<p>交通量計測設備</p>	<p>①超音波感知器等のセンサー類 ②交通量計測装置 ③上記①～②に類する装置</p>	<p>①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品 ③各種センサー取付金具</p>	<p>①各種センサー支持構造物</p>	<p>新規項目追加</p>
	<p>路車間通信設備</p>	<p>①送受信空中線、無線部 ②制御装置 ③路側無線装置（DSRC：スポット通信） ④上記①～③に類する装置</p>	<p>①同軸ケーブル、ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品 ③無線部取付金具</p>	<p>①無線部支柱構造物</p>	<p>新規項目追加</p>
	<p>道路防災設備</p>	<p>①交通遮断機、機側操作制御盤、予告板、規則標識、交通信号装置、監視・制御盤等 ②道路気象観測装置の各種センサー類（気温、路温、反射比率計、積雪計、雨量計、風向・風速計等）監視・制御盤類 ③上記①～②に類する装置</p>	<p>①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品 ③ブレーカボックス</p>	<p>①表示機支柱構造物 ②各種センサー支柱構造物</p>	<p>新規項目追加</p>

旧 令和7年版					新 朱書き修正					改定主旨・根拠
設備等名称	機器	材料	鋼構造製作物	備考	設備等名称	機器	材料	鋼構造製作物	備考	
受変電設備	①受電盤、き電盤、 変圧器盤、配電盤、 蓄電池盤、動力盤及び 電灯盤（低圧盤）等 設備を構成する盤類	①ケーブル・電線 及び配線材料	①屋外機構 (ストラクチャー)		受変電設備	①受電盤、き電盤、 変圧器盤、配電盤、 蓄電池盤、動力盤及び 電灯盤（低圧盤）等 設備を構成する盤類	①ケーブル・電線 及び配線材料	①屋外機構 (ストラクチャー)		内容修正
	②避雷器、変圧器、 遮断機、蓄電池等単体 で設備を構成するもの	②電線管等管路材 及び付属品				②電線管等管路材 及び付属品	②避雷器、変圧器、 遮断器、開閉器、 蓄電池等単体 で設備を構成するもの			
	③直流電源盤及び 定電圧定周波盤、 監視・制御設備	④ハンドホール				③直流電源盤及び 定電圧定周波盤	④ハンドホール			
	④上記①～③に類する 装置	⑤接地材				④監視・制御設備	⑤避雷器(低圧用 SPD 等)、接地材、	⑥コンクリート柱及び 装柱材		
		⑥コンクリート柱及び 装柱材				⑤低圧受変電設備	⑦トラフ	⑦トラフ		
		⑦トラフ				⑥IP 監視装置	⑧ダクト及び付属品	⑧ダクト及び付属品		
		⑧ダクト及び付属品				⑦上記①～⑥に類する 装置	⑨プライマリーカット アウトスイッチ	⑨プライマリーカット アウトスイッチ		
発電機	①発電機又は原動機	①ケーブル・電線 及び配線材料			発電機	①発電機又は原動機	①ケーブル・電線 及び配線材料	①太陽光パネル設置架 台		内容修正
	②発電機盤、切替盤、 その他受変電設備に 準ずる盤類	②電線管等管路材 及び付属品				②管理用水力発電設備	②電線管等管路材 及び付属品			
	③直流電源盤、 吸排気・冷却・燃料移 送等の補機類	③ケーブルラック				③発電機盤、切替盤、 その他受変電設備に 準ずる盤類	③ケーブルラック			
	④監視・制御盤設備	④ハンドホール				④直流電源盤、吸排気・ 冷却・燃料移送等の 補機類、蓄電池	④ハンドホール			
	⑤上記①～④に類する 装置	⑤接地材				⑤監視・制御盤設備	⑤避雷器(SPD含む) 保安器、接地材			
						⑥燃料タンク、小出し槽 地下タンク				

土木請負工事工事費積算基準(電気通信編) 新旧対照表

令和8年2月

旧 令和7年版					新 朱書き修正				改定主旨・根拠
						⑦新エネルギー電源設備			新規項目追加
						⑧IP監視装置			
						⑨上記①～⑧に類する装置			
					電源設備	①無停電電源設備 ②直流電源設備 ③停電対策用電源設備 ④屋外用無停電電源装置 ⑤蓄電池盤、蓄電池 ⑥上記①～⑤に類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品 ③ケーブルラック ④接地材		新規項目追加
					照明設備	①発注者仕様に基づき個別製作する照明器具(灯具) ②照明配電盤、制御盤(発注者仕様に基づき個別制作するもの) ③トンネル照明における自動照明制御装置(盤) ④輝度計、照度計	①規格品等の一般照明柱(物価資料等掲載の規格品等) ②規格品等の照明器具(灯具、ランプ、安定器、自動点滅器含む) ③分電盤(発注者仕様に基づき個別制作以外のもの) ④ケーブル・電線及び配線材料 ⑤プレハブ分岐ケーブル ⑥ケーブルラック ⑦自動点滅器	①発注者仕様に基づき個別製作する照明柱	新規項目追加

土木請負工事工事費積算基準(電気通信編) 新旧対照表

令和8年2月

旧 令和7年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠
共同溝 電気設備	換気ファン、排水ポンプ、ガス検知器、監視・制御盤・照明盤及び類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品 ③ケーブルラック		共同溝 電気設備	①換気ファン、排水ポンプ、ガス検知器、照明盤及び類する装置 ②監視制御設備 ③上記①～②に類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品 ③ケーブルラック		新規項目追加
				道路融雪設備	①凍結検知装置 ②道路消融雪ポンプ盤、降雪検知器、遠隔制御装置、操作盤 機側操作盤、開閉器盤 ③水分、温度等センサー単体 ④上記①～③に類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品 ③接地材		

旧 令和7年版					新 朱書き修正					改定主旨・根拠
設備等名称	機 器	材 料	鋼構造製作物	備 考	設備等名称	機 器	材 料	鋼構造製作物	備 考	
					情報処理設備	①IP ネットワーク装置等 ②IP エンコーダ IP デコーダ ③無線 LAN 装置 ④上記①～③に類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②ケーブルラック ③光ケーブル、光コード、光成端箱(汎用品) ④機器収容架(19インチラック等汎用品及び付属品)			新規項目追加
CCTV設備	カメラ、固定・電動ズームレンズ、カメラケース、雲台、旋回装置、制御装置、モニターテレビ、操作卓、ネットワーク装置及び類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品	①カメラ支持構造物		CCTV設備	①カメラ装置(カメラ、レンズ、カメラケース、エンコーダ旋回装置等) ②機側装置(LAN-SW、電源部等)分電盤(電源切替対応) ③カメラ制御装置、表示モニタ、デコーダ操作卓PC、ネットワーク装置等 ④メディアコンバータ ⑤映像蓄積装置、映像情報共有化システム ⑥上記①～⑤に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品	① カメラ支柱構造物		内容修正

土木請負工事工事費積算基準(電気通信編) 新旧対照表

令和8年2月

旧 令和7年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠
レーダ 雨(雪)量 計 設備	①レーダ基地局の空中線 導波管加圧装置、 送受信装置、 レーダ動作監視装置 指示装置、 通信制御装置 ②データ処理局等の 通信制御装置、 データ処理装置、 ネットワーク装置 ③上記①、②に類する 装置	①ケーブル・電線 及び配線材料 ②電線管等管路材 及び付属品	①空中線取付架台	レーダ 雨量計 設備	①レーダ基地局 空中線装置、 空中線制御装置、 導波管加圧装置、送信 受信装置、信号処理装 置、収集処理装置、 データ蓄積装置、伝送 装置等 ②合成処理局 解析処理装置、受信一 次処理装置、合成処理 装置、データ蓄積装置 等 ③監視制御局 遠隔操作表示装置 ④レーダレドーム ⑤上記①、③に類する 装置	①同軸ケーブル、 ケーブル・電線及び 配線材料 ②矩形導波管、 電線管等管路材及び 付属品	①空中線取付架台	表示および 内容修正
河川情報 処理装置	処理装置、入出力インタ ーフェイス装置、 入出力中継装置、 データ表示盤(グラフィ ックパネルを含む)、ネ ットワーク装置及び 類する装置			統一河川情報 システム	①定数管理系装置、 運用管理系装置、 伝送系装置、編集系装 置、表示系装置、負荷 分散装置、管理用端末 ネットワーク装置及び 類する装置等	①ケーブル・電線及び 配線材料 ②電線管等管路材及び 付属品		表示および 内容修正
				道路情報 システム	①道路情報中枢局 通信サーバ、提供 サーバ、共有ディス ク、専用監視端末、 インターフェース変換 装置等 ②道路情報集中局 通信サーバ、提供 サーバ、共有ディス ク、専用監視端末、	①ケーブル・電線及び 配線材料 ②電線管等管路材及び 付属品		新規追加項目

土木請負工事工事費積算基準(電気通信編) 新旧対照表

令和8年2月

旧 令和7年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠
ダム・堰制御 処理装置	処理装置、入出力インターフェイス装置、 入出力中継装置、 データ表示盤（グラフィックパネルを含む）、ネットワーク装置及び 類する装置	①ケーブル・電線 及び配線材料		ダム・堰 制御処理装置	①処理装置、入出力インターフェイス装置、 入出力中継装置、 データ表示盤（グラフィックパネルを含む）、ネットワーク装置及び類する装置	①ケーブル・電線及び 配線材料		内容修正
		②電線管等管路材 及び付属品				②電線管等管路材及び 付属品		

旧 令和7年版					新 朱書き修正					改定主旨・根拠
設備等名称	機 器	材 料	鋼構造製作物	備 考	設備等名称	機 器	材 料	鋼構造製作物	備 考	
その他	①模写電送装置	①一般照明柱（物価資料等掲載の規格品等）	①発注者仕様に基づき個別製作する照明柱		その他	①空気調和装置	①光ケーブル			内容修正
	②測定器	②照明器具（灯具、ランプ、安定器、自動点滅器含む）				②配電盤、制御盤（発注者仕様に基づき個別製作するもの）	②光成端箱（汎用品）			
	③空気調和装置	③分電盤				③光成端箱（発注者仕様に基づき個別製作するもの）	③光接続材（クロージャ）			
	④配電盤、制御盤（発注者仕様に基づき個別製作するもの）	④光ケーブル				④引込開閉器盤	④光コード			
	⑤発注者仕様に基づき個別製作する照明器具	⑤光成端箱（汎用品）				⑤個別製作ソフトウェア	⑤SPD（電源用、通信用、LAN用等）			
	⑥光成端箱（発注者仕様に基づき個別製作するもの）	⑥光接続材（クロージャ）					⑥分電盤（汎用品）			
	⑦個別製作ソフトウェア	⑦光コード					⑦配電盤、制御盤（汎用品）			
	⑧パッケージソフトウェア						⑧個別に記載の無い、各種支持構造物、架台等（100kg未満のもの）			
	⑨ネットワークスイッチ（ラインインターフェースを含む）						⑨収容架（19インチラック等汎用品及び付属品）			
	⑩光伝送装置									
	⑪⑨、⑩に類する装置									

旧 令和7年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠
5 間接工事費の算定方法 間接工事費等の項目別対象表				5 間接工事費の算定方法 間接工事費等の項目別対象表				材料費（光ケーブル）を共通仮設費対象に改めたことによる修正
間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	
対象額	直接工事費	直接工事費+共通仮設費 =純工事費	純工事費+現場管理費 +機器間接費=工事原価	対象額	直接工事費	直接工事費+共通仮設費 =純工事費	純工事費+現場管理費 +機器間接費=工事原価	
項目				項目				
機器単体費	×	×	×	機器単体費	×	×	×	
機器単体費（支給品等）	×	×	×	機器単体費（支給品等）	×	×	×	
鋼構造製作物 工場製作原価	×	×	○	鋼構造製作物 工場製作原価	×	×	○	
技術者間接費	×	×	○	技術者間接費	×	×	○	
機器管理費	×	×	○	機器管理費	×	×	○	
材料費（光ケーブル）	×	○	○	○対象とする ×対象としない				
○対象とする ×対象としない								
(注) 1. 「機器単体費」とは、「第2章①機器・材料等の区分」の機器に該当するものをいう。 2. 「鋼構造製作物工場製作原価」とは、「第2章①機器・材料等の区分」の鋼構造製作物に該当するものをいう。 3. 「技術者間接費」とは、「第1章③1-1-2(1)(ロ)④a. 技術者間接費」によるものをいう。 4. 「機器管理費」とは、「第1章③1-1-2(1)(ロ)④b. 機器管理費」によるものをいう。				(注) 1. 「機器単体費」とは、「第2章①機器・材料等の区分」の機器に該当するものをいう。 2. 「鋼構造製作物工場製作原価」とは、「第2章①機器・材料等の区分」の鋼構造製作物に該当するものをいう。 3. 「技術者間接費」とは、「第1章③1-1-2(1)(ロ)④a. 技術者間接費」によるものをいう。 4. 「機器管理費」とは、「第1章③1-1-2(1)(ロ)④b. 機器管理費」によるものをいう。				